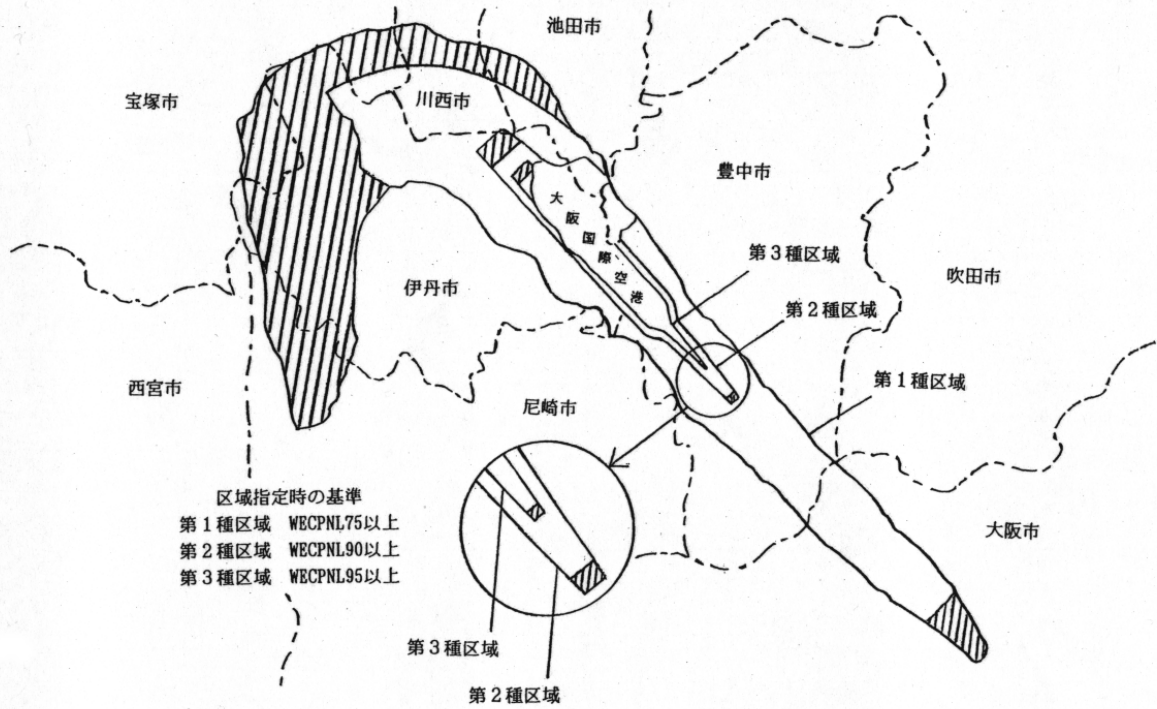


9-12 騒防法に基づく騒音対策区域



(注) 斜線部分は、平成10年3月31日運輸省告示第123号により、第1種、第2種及び第3種区域それぞれの指定を解除された区域。(適用は平成12年4月1日)
 騒防法とは「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」のこと。

9-13 大阪国際空港周辺緑地区域の概略図

